

不妊治療費の助成について

古平町では、妊娠を希望されるご夫婦へ不妊治療による経済的負担を軽減するため平成28年4月1日より、特定不妊治療や一般不妊治療を受けた方の治療費の一部を助成する事業を開始しました。



助成の対象者

不妊治療以外に妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、かつ、実際に治療を受けた方のうち、下記の全ての要件に該当する方が対象です。なお特定不妊治療にかかる治療費の助成については、北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けていることが必須条件となります。

- (1) 治療の開始前に法律上の婚姻をしている方
- (2) 夫婦いずれもが、対象となる治療の開始前に古平町に住民登録を有する者で、今後も居住の見込みがある方
- (3) 妻の年齢が43歳未満であること
- (4) 夫婦いずれもが、町税等に滞納がないこと
- (5) 夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満である方
- (6) 夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること
- (7) 他の市区町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した経費の助成を受けていない又は受ける見込みのない方
- (8) 古平町長が指定する医療機関において治療を受けた方

助成の対象となる治療

■ 特定不妊治療

北海道特定不妊治療費助成事業と同様です。
詳細は下記の北海道特定不妊治療費助成事業のページをご覧ください
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninshin/funin.html>

■ 一般不妊治療

精子の細菌学検査や感染症検査など医師が必要と認めた検査、排卵誘発のためのHCG注射など。最終的に人工授精にまで至った治療が対象となります。

※詳細はお問い合わせください

助成の対象とならない治療

夫婦以外の第三者から提供を受けた精子、卵子並びに胚による不妊治療又は代理母並びに借り腹による治療は助成の対象となりません。また、人工授精に至らなかった場合も対象となりません。

助成額



■ 特定不妊治療

治療に要した医療費の本人負担額の合計（道助成事業により受けることが可能な金額を控除した後の額。）に対して、採卵を伴う治療は1回につき15万円、以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合は1回につき7万5千円のいずれか少ない方の額を助成します。回数は、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢に応じて次のとおりとなります。

●妻の年齢が40歳未満の場合 43歳になるまでに通算6回まで

●妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合 43歳になるまでに通算3回まで

※「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回にいたる治療の過程をさします。また以前に行った体外受精又は顕微受精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなします。

■ 一般不妊治療

助成金の額は1年度につき、医療機関及び医療機関からの処方により院外処方を受けた薬局等に対して、本人負担額として支払った金額と10万円のいずれか少ないほうの額となります。

助成期間は、一般不妊治療に関する事前の検査等を開始した診療日の属する月から継続する3年間です。年度をまたいで治療する場合はお問い合わせください。

助成申請の手続きについて

■ 助成申請の期限

治療が終了した月の属する年度内に申請してください。ただし年度内に必要な書類の準備に時間を要するなどの特別な事情により年度内に申請できなかった場合においては、治療の終了の日の属する年度の翌年度に申請することができます。この場合、特別な事情が解消された後、速やかに申請をしてください。

■ 申請に必要な書類

- 1 古平町不妊治療費助成事業申請書（別記様式第1号）
- 2 古平町不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関が記載）（別記様式第2号）
- 3 医療機関発行の不妊治療に要した費用に係る領収書（内容がわかるもの）又は領収書の写し
- 4 道助成事業交付決定書の写し（特定不妊治療の場合に限る。）
- 5 夫及び妻の前年の所得額を証明する書類（1月から5月までの申請については前々年の所得額）
- 6 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- 7 住所を証明する書類
- 8 その他町長が必要と認める書類。（加入医療保険の被保険者証等及び助成金振込み金融機関の通帳の写し）

※省略できる書類もありますので、申請前に一度ご相談ください

お問い合わせ・担当窓口

〒046-0121 古平町大字浜町 644 番地

古平町役場 保健福祉課健康推進係（元気プラザ）

TEL: (0135) - 42 - 2182 （内線 11）